

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第１項の規定に基づき、佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第６３号）第４条第１項第１６号に掲げる
かご漁業につき、佐賀県漁業調整規則第１１条第１項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めましたので、お知らせします。

１ 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
いかかご漁業 （特認）	佐賀県玄海海域及び包石と長崎県壱岐市芦部町中名島を結んだ直線以东の筑肥漁場協議会で締結した操業協定に定められた海域	令和７年２月１日から令和７年４月30日まで	制限なし	制限なし	4 隻以内	① 唐津市神集島、呼子町呼子及び呼子町小友のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者。 ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 ③ 佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第６３号。）第１０条第１項第１号から第５号までのいずれにも該当しない者 ④ 適切な資源管理を実践できる者 ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

２ 許可又は起業の認可を申請すべき期間

・ 令和７年11月25日から令和７年12月26日まで
